

とて、誠に久しく人まるるよもなくてすぎさせ給ふ。○中宇多の院位につかせ給ひて、けふまでその御たうにおはします。母上はきさきにならせ給ても、御丁のめぐりを日に一々物かはんとみそかにいひて、めぐりありかせ給ひけると申傳たり。誠にやそれは小松宮より市に出て、物をうりかはせ給ひて、かくせねば心ちのむつかしきとて、玄つれば心地のよくならせ給ひけると申傳へたり。

○按ズルニ、是レ即チ王女御班子ノ事ヲ云ヘルナリ。

〔文德實錄〕嘉祥三年七月甲申、從四位下藤原朝臣是子等爲女御。  
賀幾子、藤原朝臣是子等爲女御。

〔三代實錄〕清和十三年十二月廿七日戊戌、以從五位下藤原朝臣古子、無位東子女王、藤原朝臣年子、藤原朝臣多

〔日本紀略〕延喜元年三月日、以藤原穏子爲女御。昭宣

〔類聚符宣抄〕太政官符中務大藏宮内等省外

從四位下藤原朝臣安子

右女御如件、省宜承知依例行之、符到奉行、

右中辨

右少史

天慶九年五月廿七日

〔日本紀略〕冷泉康保四年九月四日己丑、以藤原懷子爲女御、

〔日本紀略〕圓融天元元年五月廿二日丙午、宣旨、以藤原遵子爲女御、

〔朝野群載〕太政官符中務大藏宮内等省別作

藤原義子

右女御如件、省宜承知依例行之、符到奉行、